



既設発電所にも影響を及ぼす改正FIT法

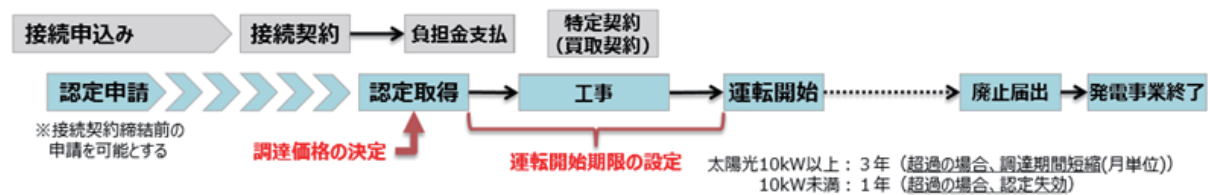
自然エネルギー市民の会 (PARE) のとりくみ

改正FIT法が4月1日より施行されました。

自然エネルギー市民の会は、改正内容を正確に理解するために、近畿経産局の担当者を講師に招き4月25日に「改正FIT法説明会・勉強会」を開催しました。今回の改正は新しく発電所を作る場合だけでなく、既設の発電所にも事業計画の提出や標識の掲示、柵扉の設置を求める内容になっています。

新認定制度「事業計画認定」の概要

【認定申請から発電事業終了までの流れ】



<p><認定申請の流れ></p> <p>■ 太陽光50kW未満以外</p> <ol style="list-style-type: none"> ① WEB上で申請情報を入力 ② 登録画面を印刷したものに必要書類を添付 ③ 各経済産業局に発送 <p>■ 太陽光50kW未満</p> <ol style="list-style-type: none"> ① WEB上で申請情報を入力 ② 添付書類をPDF等でアップロード ③ 代行申請機関に登録 <p>※ 接続同意を証する書類については、申請時点で必須としないため、接続契約締結前でも申請可能。</p> <p>※ 変更手続についても、認定申請同様の流れで申請を行う。</p>	<p><認定基準 (新制度で追加される主なもの)></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の内容が基準に適合すること 適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること 外部から見やすいように事業者名等を記載した標識を掲げるものであること (太陽光20kW未満除く) 2. 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること 接続することについて電気事業者の同意を得ていること 3. 設備が基準に適合すること ※ほぼ現行を踏襲 <p>(1~3共通) 関係法令 (条例を含む) の規定を遵守するものであること</p>	<p><地域と共生しつつ、長期安定的な発電を確保する仕組み></p> <p>認定申請段階</p> <p>認定申請情報を関係省庁・自治体に共有 関係省庁や自治体において、土地利用規制等の関係法令・条例の遵守を確認できるような認定申請情報をシステムで共有</p> <p>認定段階</p> <p>① 認定基準に基づく事業計画の審査 適切なメンテナンスの実施、関係法令・条例の遵守など、事業が適切に実施される見込みがあることを認定時に確認</p> <p>認定情報の公表 認定した事業計画 (太陽光20kW未満を除く) の主要な情報を広く一般に公表</p> <p>事業実施段階</p> <p>事業計画に違反した場合の指導等 関係省庁・自治体からの情報提供などを基に、関係法令・条例違反等、認定基準への違反が判明した場合は、FIT法に基づいて指導・改善命令・認定取消しを行う</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);">事業計画策定ガイドラインによる適正な事業実施の促進</p>
--	--	---

近畿経産局資料「改正FIT法による制度改正について」より

旧制度認定者 (既設発電所など) に対する経過措置

① 認定基準に基づく事業計画の審査について

新FIT法施行日の前日 (2017年3月31日) までに既に接続契約締結済み (発電開始済みを含む) の案件については、新認定制度による認定を受けたものとみなす、このような「みなし認定」案件については、新制度での認定を受けたものとみなされた日から6カ月以内に事業計画の提出が必要、としています。そして事業計画の提出がない場合は、新認定制度における事業計画を提出するという認定基準を満たさないので、認定が取り消される可能性があるが、認定が自動的に失効することはなく、聴聞という弁明の機会を経た上で、それでもなお提出されなかった場合に認定を取り

消ことになる、としています。

また、新FIT施行日までに接続契約をしていない案件は、原則として認定が失効する、としています。経済産業省は4月21日に改正FIT法の施行に伴い、固定価格買取制度において設備認定を受けた発電設備のうち、認定失効となる件数は45.6万件、2,766万kWになるとの推計値を取りまとめ公表しました。

② 標識の掲示について

標識に記載すべき項目は「発電設備の区分」「設備名称」「設備ID」「設備所在地」「発電出力」「発電事業者名、住所」「保守点検責任者名」「(緊急時) 連絡先」「運転開始年月日」など9項目、標識の素材は風雨により文字が劣化・風化しないような素材や加工を施したもの、大きさはタテ25cm以上、ヨコ

35cm以上のもの、とされています。「みなし認定設備」については、経過措置として新制度の施行から1年以内(2018年3月まで)に掲示すること、としています。

その他 柵塀の設置について

柵塀の素材は、ロープ等の簡易なものではなく、フェンスや有刺鉄線等、第三者が容易に取り除くことができないもの、第三者が容易に乗り越えられたり、柵塀の外部から発電設備に容易に触られたりしない高さ・距離で設置すること、「みなし認定設備」には経過措置として新制度の施行から1年以内(2018年3月まで)に設置すること、としています。さらに、柵塀の設置が必要な場合に設置をしないと、指導・助言や改善命令、認定取消しの対象となる、としています。

過去に遡り適用(遡及適用)すべきではない

改正FIT法では、上記のように既設発電所にも適用されるものがあります。法律は不遡及が原則です。過去のものに遡って適用されると新たな費用負担を余儀なくされます。

さらに、すべての「みなし認定設備」所有者に情報が正確に伝達されるのか、大きな疑問があります。情報が伝わらないために、既設発電所が認定を取り消されるようなことがあってはなりません。

※詳しくは、資源エネルギー庁「なっとく!再生可能エネルギー」参照

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

「市民・地域共同発電所全国調査報告書2016」が公表された。
全国で約200団体、1,028基(89,488kW)の市民共同発電所が稼働

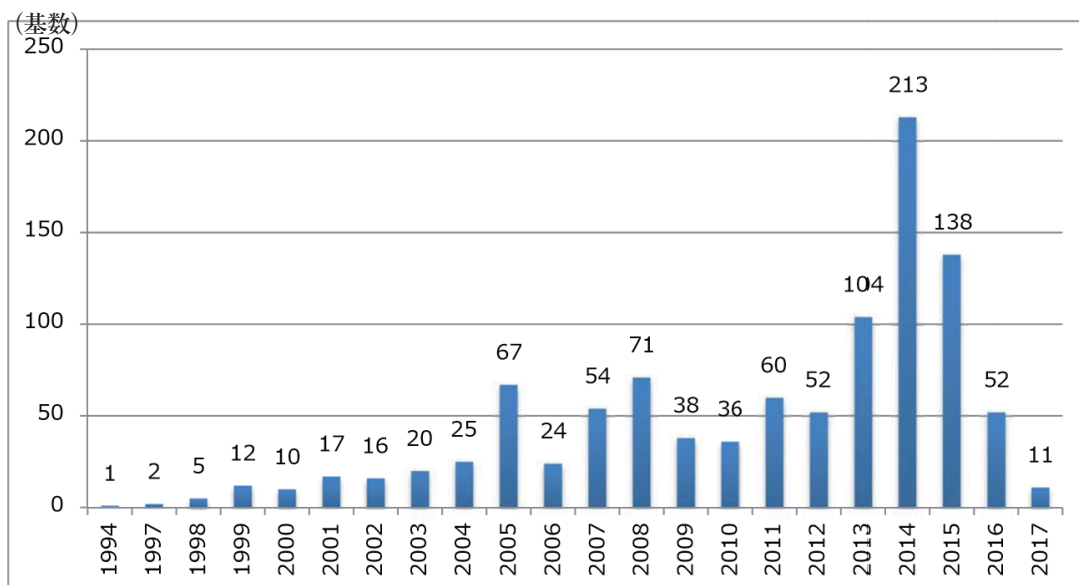
報告書によると、「市民・地域共同発電所に取り組む団体の数はおよそ200団体、1,028基となり、2013年の調査(115団体、458基)と比べて団体数、発電所数ともに大幅に増加」、「発電所は太陽光発電所984基、大型の風力発電30基、小型風車10基、小水力発電4基」、「2013年調査時から風力や小水力がほとんど増加していないのに対して、太陽光発電は倍増。その背景には固定価格買取制度の制定によって、太陽光発電事業の採算性の確保ができるようになったこと、また事業の準備期間が短く、比較的风险が少ないなどから、市民・地域共同発電所においても太陽光発電の導入が、顕著に進むことになった」など詳しく分析されています。

市民・地域共同発電所の
 基数と設備容量

発電種別	基数	kW
小型風力	10	7.4
小水力	4	1,034.5
太陽光	984	42,206.1
風力	30	46,240.0
合計	1,028	89,488.0

(報告書のダウンロードは、<http://www.kikonet.org/wp/wp-content/uploads/2017/05/ccrep-report2016.pdf>)

導入実績の推移



都道府県別導入
 実績ベスト10

1	長野県	353基
2	福島県	92基
3	東京都	83基
4	京都府	50基
5	愛知県	45基
6	岡山県	34基
7	兵庫県	32基
8	滋賀県	29基
9	大阪府	28基
10	山口県	27基

中村 庄和 (PARE事務局次長)